

新	旧
<p>(別添一) 専任教員養成講習会実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受講対象者 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護教育に従事する者とする事。</p> <p>4 単位等 原則として34単位(855時間)以上とすること。</p> <p>5 教育内容 別紙1の教育内容及び目標を標準とすること。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 手続等 (1) 講習会を実施しようとする者は、<u>前年度</u>の2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。 なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする事。 また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。 ア～キ (略) ク 教育内容(受講者の各科目の到達目標を含む。<u>eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。</u>) ケ～サ (略) (2) (略) (3) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。</p>	<p>(別添一) 専任教員養成講習会実施要領</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 単位等 原則として34単位(855時間)以上とすること。</p> <p>4 受講対象者 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者であって、本講習会修了後看護教育に従事する者とする事。</p> <p>5 教育内容 別紙1の講習科目を標準とすること。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 手続等 (1) 講習会を実施しようとする者は、<u>毎年度</u>2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。 なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする事。 また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。 ア～キ (略) ク 教育内容(受講者の各科目の到達目標を含む。)</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 講習会修了者には、修了証(別紙2)を交付すること。</p>

ア・イ (略)

10 運営等

(1) 科目の評価については、ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、eラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価でも可とすること。

(2) 講習会修了者には、修了証(別紙2)を交付すること。

(3) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙2 (略)

(4) ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。科目の評価については、特に重要となる専門分野科目のみの評価でも可とすること。

(5) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア・イ (略)

(6) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙2 (略)

別紙1 専任教員養成講習会教育内容及び目標

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ)	看護教育の基礎		ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	4	60	
教育分野 (教育の原理を系統的に学ぶ)	教育の基礎	教育原理	教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本理論を学ぶ。	4	90	
		教育方法				
		教育心理学				
		教育評価				
専門分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ)	看護論	看護論	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	1	30	
		看護論演習		1	30	
	看護教育学	看護教育論	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	1	15	
		看護教育制度	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	1	15	
	看護教育課程	看護教育課程論	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	2	45	
		看護教育課程演習	看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。	2	60	
	看護教育方法	看護教育方法論	学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。	3	90	
		看護教育方法演習	学習指導計画、指導案を作成し模擬授業を行い(実習指導を含む)、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。	3	90	
		看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教員のあり方を学ぶ。	2	90	
	看護教育演習	専門領域別看護論	各専門領域別看護における教育内容とその構造を理解する。	1	15	
		専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。(選択制)	2	60	統合分野を含む専門領域から一領域を選択
	看護教育評価	看護教育評価論	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	1	30	
		看護教育評価演習	看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	1	30	
	研究	研究方法	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶ。	2	60	
看護学校経営	看護学校管理	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	1	15		
その他		教育内容全体に幅や深さをもたせるための内容を学ぶ。	2	30		
合計				34	855	

※ラーニング活用可能。なお、研究方法については、「看護教育における研究の意義等の理解」の内容について1単位30時間を取り扱う。

別紙1 専任教員養成講習会教育内容及び目標

区分	教育内容	授業内容	目標	単位数	時間数	備考
基礎分野 (看護教員として必要な基礎知識を学ぶ)	看護教育の基礎		ものの見方や考え方を広げ、教育の対象である学習者の理解を深める。	4	60	
教育分野 (教育の原理を系統的に学ぶ)	教育の基礎	教育原理	教育の本質、教育方法、技術学習過程、教育評価の基本理論を学ぶ。	4	90	
		教育方法				
		教育心理学				
		教育評価				
専門分野 (看護学の教授、学習活動に関する理論を学ぶ)	看護論	看護論	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、自己の看護観を明確にする。	1	30	
		看護論演習		1	30	
	看護教育学	看護教育論	看護教育の目的、内容、方法などの基本理論を学び、看護教育のあり方について考える。	1	15	看護教育史を含む
		看護教育制度	看護教育制度の変遷と現在の教育制度について理解する。	1	15	
	看護教育課程	看護教育課程論	看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解する。	2	45	
		看護教育課程演習	看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。	2	60	
	看護教育方法	看護教育方法論	学習指導計画、教材作成について学び、これを活用して講義、演習、実習等における展開方法を学ぶ。	3	90	
		看護教育方法演習	学習指導計画、指導案を作成し模擬授業を行い(実習指導を含む)、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。	3	90	授業案作成と模擬授業を含む
		看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教育方法や教員のあり方を学ぶ。	2	90	
	看護教育演習	専門領域別看護論	各専門領域別看護における教育内容とその構造を理解する。	1	15	
		専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。(選択制)	2	60	統合分野を含む専門領域から一領域を選択
	看護教育評価	看護教育評価論	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。	1	30	
		看護教育評価演習	看護技術評価を作成し、看護教育評価の理解を深める。	1	30	
	研究	研究方法	看護教育における研究の意義を理解し、研究結果の教育活動への活用や看護研究の指導方法を学ぶ。	2	60	
看護学校経営	看護学校管理	看護学校の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。	1	15		
その他		教育内容全体に幅や深さをもたせるための内容を学ぶ。	2	30		
合計				34	855	

(別添二)

教務主任養成講習会実施要領

1・2 (略)

3 受講対象者

看護師等養成所の運営に関する指導要領第四の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者で、看護教員として3年以上勤務した者とする事。

4 単位等

原則として18単位(420時間)以上とする事。

5 教育内容

別紙1の教育内容及び目標を標準とする事。

6～8 (略)

9 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、前年度の2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする事。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア～サ (略)

(2) (略)

(3) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア・イ (略)

10 運営等

(1) ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。

(2) 講習会修了者には、修了証(別紙2)を交付すること。

(3) 修了者に関する記録その他講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙1・2 (略)

(別添二)

教務主任養成講習会実施要領

1・2 (略)

3 単位等

原則として18単位(420時間)以上とする事。

4 受講対象者

看護師等養成所の運営に関する指導要領第四の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者で、看護教員として3年以上勤務した者とする事。

5 教育内容

別紙1の講習科目を標準とする事。

6～8 (略)

9 手続等

(1) 講習会を実施しようとする者は、毎年度2月末日までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

なお、認定申請は、実施しようとする講習会ごとに行うものとする事。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア～サ (略)

(2) (略)

(3) 講習会修了者には、修了証(別紙2)を交付すること。

(4) ガイドラインを参考に、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。

(5) 講習会の終了後は、1か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア・イ (略)

(6) 修了者に関する記録その他講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

別紙1・2 (略)